

資料提供(投げ込み) 令和6年1月4日(木)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
都市計画部建築指導課 (電話059-229-3187)	建築指導課長 秋田 道康

令和6年能登半島地震に伴う職員の派遣について

石川県等で発生した令和6年能登半島地震に伴い、令和6年1月3日(水)に三重県から被災建築物応急危険度判定士2名の派遣要請がありました。

つきましては、下記のとおり市職員を派遣します。

記

1 派遣期間

令和6年1月4日(木)から同月8日(月・祝)まで

なお、派遣職員は、同月4日(木)正午に津リージョンプラザ北側玄関から出発します。

2 派遣先

石川県(参集後に七尾市、志賀町、羽咋市及び中能登町へ振り分けがあり、現場へ移動)

3 派遣職員

都市計画部建築指導課 主査 ^{まさき}正木 ^{しんいち}慎一 38歳

建設部営繕課 主査 ^{やまだ}山田 ^{ゆう}悠 39歳

4 活動内容

地震により被災した建物が、その後に発生する余震等で倒壊したり物が落下して、人命に危険をおよぼす恐れがあることから、被災建築物応急危険度判定士が被災建物の調査を行い、その建物が使用できるか否かを応急的に判定します。

5 その他の対応

今後、三重県からの職員の派遣要請に基づき、随時派遣を行う予定です。

地震！この建物大丈夫？

被災建築物応急危険度判定



被災建築物応急危険度判定とは…

地震により被災した建物が、その後に発生する余震等で倒壊したり物が落下して、人命に危険をおよぼす恐れがあります。そのため、被災後すぐに、地方公共団体により、応急危険度判定士が被災建物の調査を行い、その建物が使用できるか否かを応急的に判定することをいいます。この調査は無料です。また罹災証明のための被害調査ではありません。



(赤紙)この建物に立ち入ることは危険です



(黄紙)この建物に立ち入る場合は十分注意して



(緑紙)この建物は使用可能です

応急危険度判定士とは…

応急危険度判定士は、都道府県知事が認めた建築技術者で、ヘルメットシール、腕章等で明示され、身分を証明する判定士登録証等を常時携帯しています。



調査結果の表示は…

応急危険度判定による調査結果は、「危険」・「要注意」・「調査済」の三種類のステッカーで、建物の出入口等の見やすい場所に表示します。

判定結果に対する問い合わせ先は、判定ステッカーに記入されています。

お問い合わせ先